

宮城県の貝毒対策について

(令和5年度版 宮城県の貝毒対策 広報資料)

宮城県水産林政部
水産業基盤整備課養殖振興班

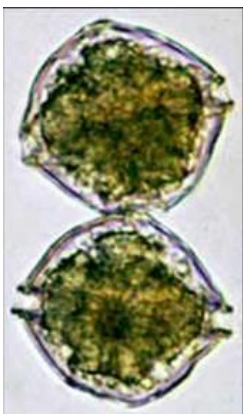
目次

1. 貝毒とは
2. 貝毒の種類
 - (1) まひ性貝毒
 - (2) 下痢性貝毒
3. 貝毒の影響
4. 宮城県の貝毒対策
 - (1) プラクトン調査
 - (2) 貝毒検査
 - (3) 出荷自主規制・解除について
5. 最近の出荷自主規制状況
6. 宮城県貝毒対策の問合せ・相談窓口

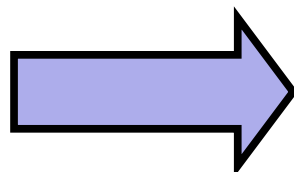
1. 貝毒とは

貝が貝毒原因プランクトンを食べて毒化する

まひ性



Alexandrium.spp
アレキサンドリウム 属



摂食



毒化

(見た目ではわからない)

下痢性



Dinophysis fortii

ディノフィシス フォルティ

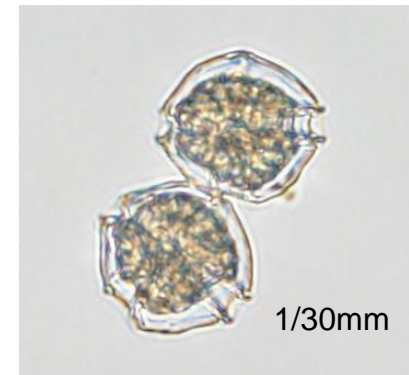
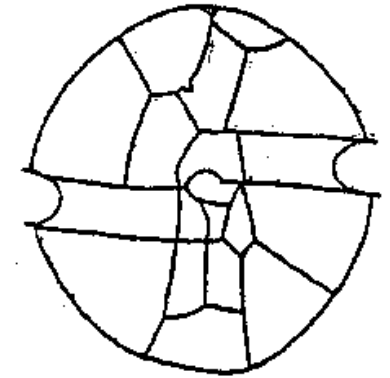
貝が毒を作っているわけではない

※一般的な調理加熱では毒素はなくなる

神経性貝毒, 記憶喪失性貝毒等も知られるが, 日本で発生するのは, まひ性貝毒, 下痢性貝毒。

2. 貝毒の種類 ～(1)まひ性貝毒～

原因生物	アレキサンドリウム属
主な症状	しびれ、まひ、言語障害 重度の場合は呼吸麻痺で 死亡
発生期間	本県の場合1～6月
致死量	3,000～20,000MU(体重60kgの人)
潜伏期間	食後30分程度で軽度の麻痺が始まる
出荷規制	可食部1gあたり4MU※を超えた場合



アレキサンドリウム属
Alexandrium.spp
沿岸性のプランクトン

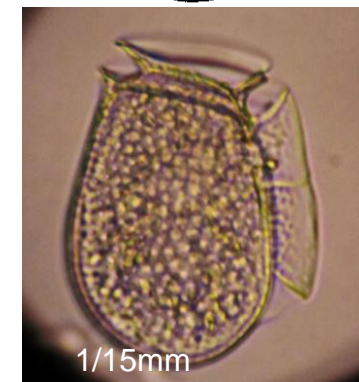
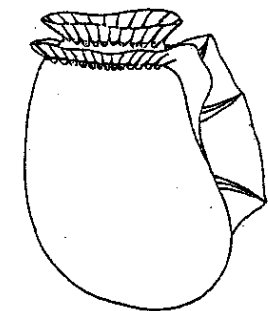
※マウスユニット(MU)

20gのマウスを15分間で死亡させる毒量を1MUとする。

プランクトンの出現要因と震災以降の変化

- ・休眠孢子(シスト)の分布, 環境要因による。
- ・湾ごとに発生状況が異なる。
- ・震災以降増加傾向にあり, 津波によるシストの巻上, 海洋環境等が要因で貝毒発生動向に変化が生じたのではないかと推測される。

2. 貝毒の種類 ～(2)下痢性貝毒～



ディノフィシス・フォルティ
Dinophysis fortii
外洋性のプランクトン

原因生物	ディノフィシス属
主な症状	下痢, 腹痛, 嘔吐。死亡事例はない。
発生期間	本県の場合6月～8月
発症量	ヒトの最小発症量は約30 μ g
潜伏期間	食後30分程度
出荷規制	可食部1kgあたり0.16mgOA当量※を超えた場合

※OA当量(オカダ酸当量)

OA群(オカダ酸および同族体のジノフィシストキシン群)に含まれる物質を毒性の強さに応じてオカダ酸の量として換算した総毒量

プランクトンの出現要因と震災以降の変化

- ・津軽暖流や親潮の南下・接岸など海流や気候との関わりが大きい。
- ・ほぼ毎年発生し、広範囲(複数海域)で発生することもある。

3. 貝毒の影響 ～具体的なリスクを考える～

例) まひ性貝毒の場合

- ・重度の場合は、呼吸麻痺で**死亡**する。
- ・致死量は体重60kgの人で3,000MU～20,000MU。
- ・加熱しても毒素は無くならない。
- ・可食部1gあたり**4MU**を超えた場合、出荷自主規制措置を講じる。

ここで、可食部 4MU/gの二枚貝の場合 $3,000\text{MU} \div 4\text{MU/g} = 750\text{g}$

→二枚貝1個の可食部重量が10gの場合、**75個**食べると死亡のリスク

実際に発生した毒力で考えると



2018年5月22日に170MU/gのまひ性貝毒が二枚貝で検出
この場合、 $3,000\text{MU} \div 170\text{MU/g} \approx 18\text{g}$ を食べると死亡のリスク

∴貝汁1人前程度で危険なこともある！

※日本食品標準成分表2015年版(七訂)より
廃棄率60%で換算

貝毒発生状況は随時、[HP](#)で更新されます。

貝毒は、原因プランクトンを食べる二枚貝等や毒化した貝を食べるカニ等でも発生することがあるため、県では食用としている重要な種について検査を行っています。

4. 宮城県の貝毒対策

本県の漁業、養殖業において重要な二枚貝等11種について、定期的に貝毒検査を実施し、生産段階で海域の安全性の確認に努めています。

・貝毒原因プランクトン監視(県試験場)

・二枚貝等の貝毒検査を実施(県と県漁協連携)

⇒出荷自主規制等の措置により、毒化貝の流通防止

※ 県 生産県としての責任
県漁協 生産者としての責任



令和5年度検査計画

・下痢性 470回

・まひ性 971回

(詳細は県水産業基盤整備課[HP](#)参照)



カキ



ホタテガイ



アサリ



アカガイ



ヤマトシジミ



アカザラガイ



ウバガイ



コタマガイ



ムラサキガイ



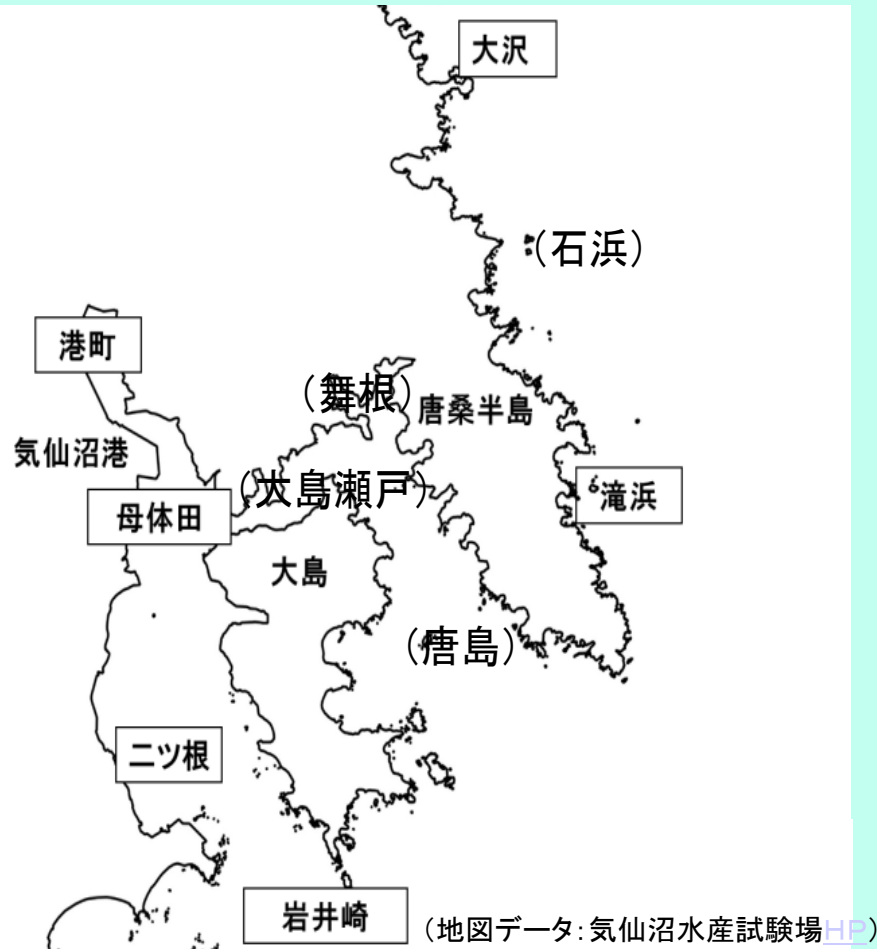
トゲクリガニ



マボヤ

4-(1). プランクトン調査(調査点)

気仙沼水産試験場
6調査点
(気仙沼湾, 唐桑半島東部)



水産技術総合センター
3調査点
(荻浜沖, 荻浜, 塚浜)



∴有毒プランクトンの発生状況を把握することで, 貝の毒化の傾向をつかむ事ができる。

4-(1). プラankton調査(時期・密度)

②貝毒発生の目安（海水1リットル当たり）

麻痺性貝毒 *Alexandrium* 属が数10cell以上となったとき

下痢性貝毒 *Dinophysis fortii*が100cell以上となったとき

③本県におけるプラanktonの出現時期（貝毒発生時期）

麻痺性貝毒 1月～6月

下痢性貝毒 6月～8月

※調査結果は随時、[HP](#)で更新されます。また、各漁協へ通報としてFAXされています。

4-(2). 貝毒検査(検査頻度)

検査対象毎の検査期間と検査海域数(令和5年度計画) 詳細は[HP](#)参照

対象種	検査時期												まひ性	検査海域	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下痢性		
ホタテガイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	8海域
マボヤ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
カキ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	13海域
アサリ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
アカガイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	5海域
ウバガイ (ホッキガイ)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	4海域
ムラサキガイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	3海域
コタマガイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
トゲクリガニ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
アカザラガイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
ヤマトシジミ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

検査頻度 月1回～4回 (※規制値を超えた場合, 解除になるまで継続)

検査検体数 下痢性貝毒:470検体+まひ性貝毒:971検体 = 1,441検体(漁協, 県実施分合計)

検査体制 検査定点は各海域1定点以上とし, 検体調整は, 漁協と県で連携。
 月～水曜日に, 検査機関に検体を搬入(天候等を考慮)
 検査結果は, 月～水曜日午後判明予定

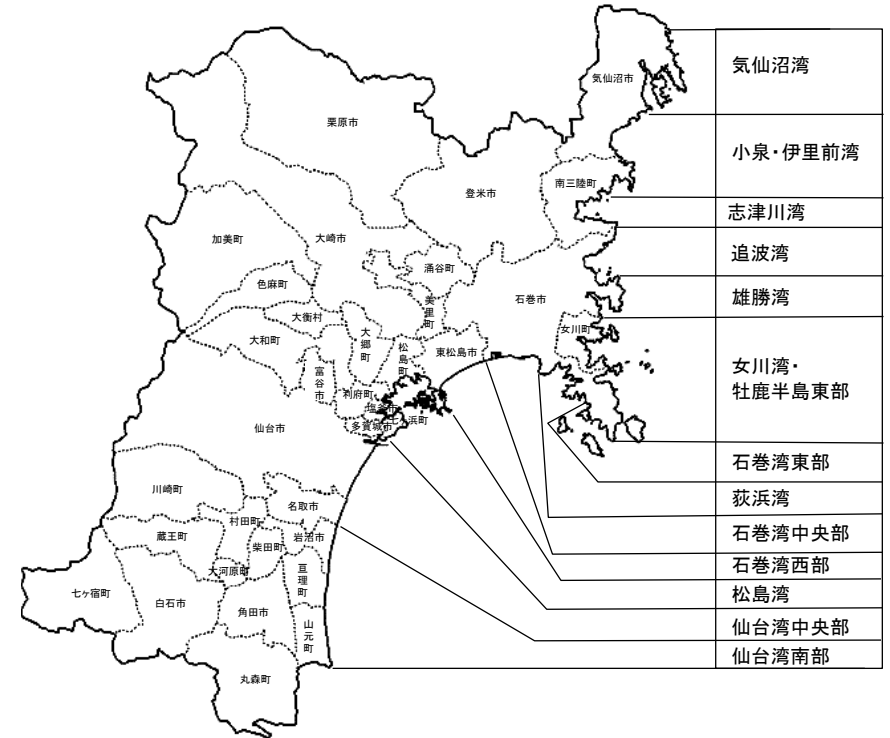
4-(2). 貝毒検査(海域区分)

8海域(ホタテガイ・ホヤ)



- 1 唐桑半島東部(岩手県陸前高田市と気仙沼市との境～気仙沼市唐桑町御崎)
- 2 気仙沼湾(気仙沼市唐桑町御崎～気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町との境)
- 3 小泉・伊里前湾(気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町との境～南三陸町歌津と南三陸町志津川との境)
- 4 志津川湾(南三陸町歌津と南三陸町志津川との境～南三陸町と石巻市北上町との境)
- 5 追波湾(南三陸町と石巻市北上町との境～石巻市雄勝町峠崎)
- 6 雄勝湾(石巻市雄勝町峠崎～石巻市雄勝町と女川町との境)
- 7 女川湾・牡鹿半島東部(石巻市雄勝町と女川町との境～石巻市黒崎)
- 8 南部海域(石巻市黒崎～山元町と福島県新地町との境)

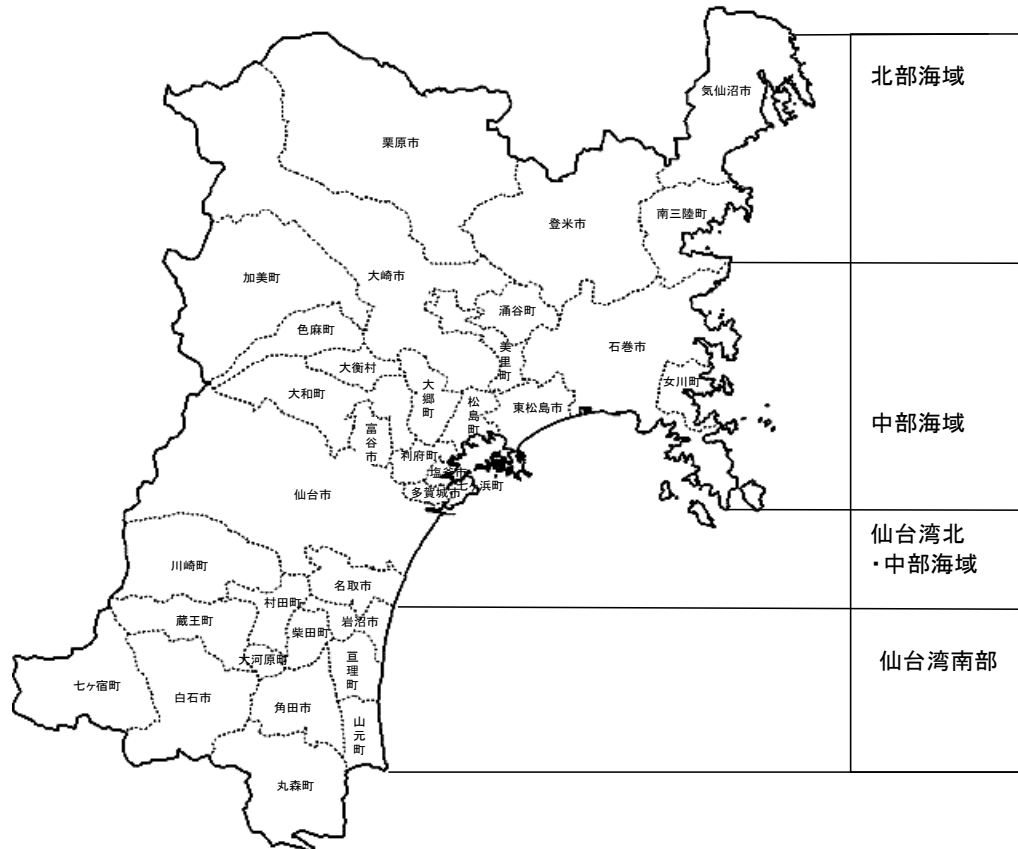
13海域(カキ・アサリ)



- 1 気仙沼湾(岩手県陸前高田市と気仙沼市との境～気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町との境)
- 2 小泉・伊里前湾(気仙沼市波路上と気仙沼市本吉町との境～南三陸町歌津と南三陸町志津川との境)
- 3 志津川湾(南三陸町歌津と南三陸町志津川との境～南三陸町と石巻市北上町との境)
- 4 追波湾(南三陸町と石巻市北上町との境～石巻市雄勝町峠崎)
- 5 雄勝湾(石巻市雄勝町峠崎～石巻市雄勝町と女川町との境)
- 6 女川湾・牡鹿半島東部(石巻市雄勝町と女川町との境～石巻市黒崎)
- 7 石巻湾東部(石巻市黒崎～石巻市焼山崎)
- 8 萩浜湾(石巻市焼山崎～石巻市尾崎)
- 9 石巻湾中央部(石巻市尾崎～石巻市と東松島市との境)
- 10 石巻湾西部(石巻市と東松島市との境～東松島市萱野崎)
- 11 松島湾(東松島市萱野崎～七ヶ浜町と仙台市との境)
- 12 仙台湾中央部(七ヶ浜町と仙台市との境～名取市と岩沼市との境)
- 13 仙台湾南部(名取市と岩沼市との境～山元町と福島県新地町との境)

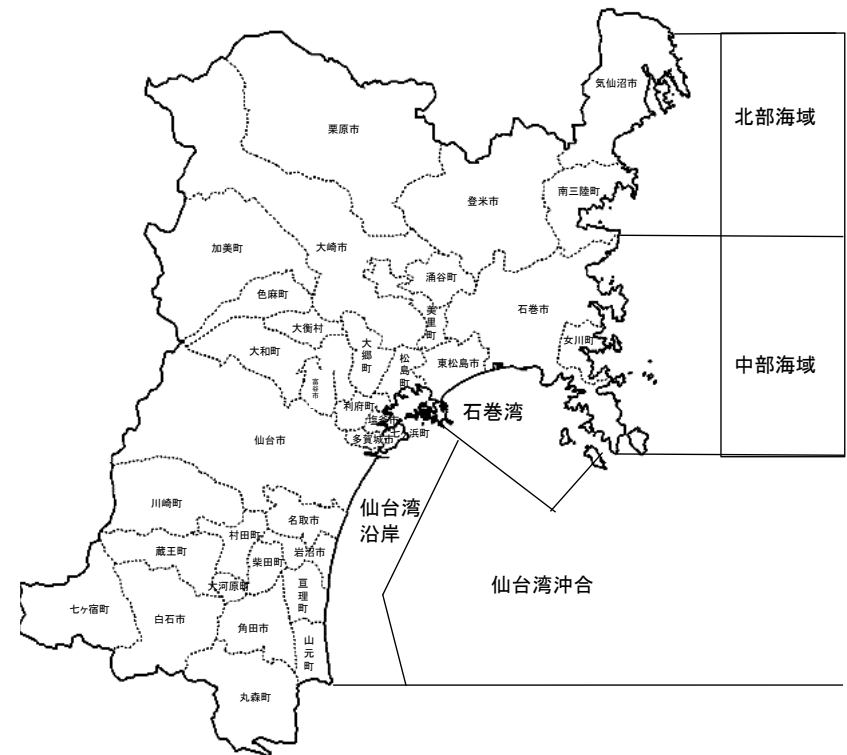
4-(2). 貝毒検査(海域区分)

4海域(ウバガイ(ホッキガイ))



- 1 北部海域 (岩手県陸前高田市と気仙沼市との境～南三陸町と石巻市北上町との境)
- 2 中部海域 (南三陸町と石巻市北上町との境～石巻市黒崎)
- 3 仙台湾北・中部海域 (石巻市黒崎～名取市と岩沼市との境)
- 4 仙台湾南部 (名取市と岩沼市との境～山元町と福島県新地町との境)

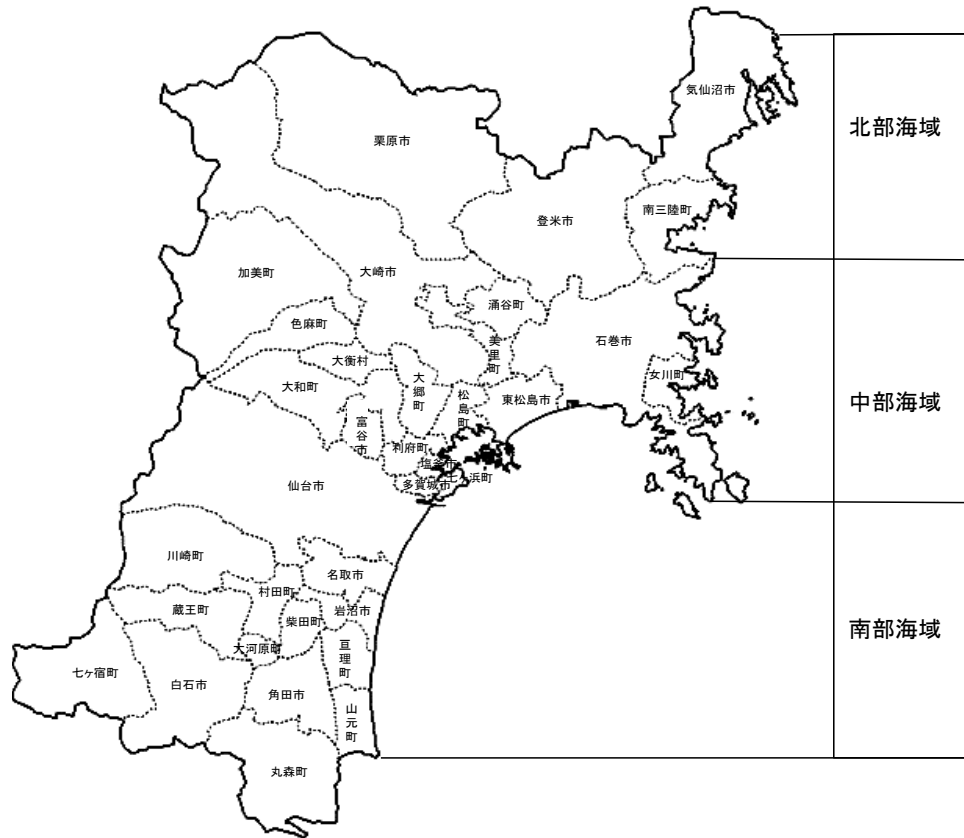
5海域(アカガイ)



- 1 北部海域 (岩手県陸前高田市と気仙沼市との境～南三陸町と石巻市北上町との境)
- 2 中部海域 (南三陸町と石巻市北上町との境～石巻市黒崎)
- 3 石巻湾 (石巻市黒崎～金華山山頂と石巻市砥面出しとを結ぶ線上金華山山頂から十海里の点～東松島市宮戸波島灯台を結ぶ線と海岸線に囲まれた区域)
- 4 仙台湾沿岸 (東松島市宮戸波島灯台～東松島市波島灯台から金華山山頂と石巻市砥面出しとを結ぶ線上金華山山頂から十海里の点を結ぶ線と阿武隈川河口中央から正東七海里の点から石巻市日和山を結ぶ線との交点～阿武隈川河口中央から正東九海里の点～宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界線から正東九海里の点～宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点を結ぶ線と海岸線に囲まれた区域)
- 5 仙台湾沖合 (中部海域以南の海域のうち、宮城県漁業調整規則に規定されている小型底びき網漁業禁止区域より沖合の海域)

4-(2). 貝毒検査(海域区分)

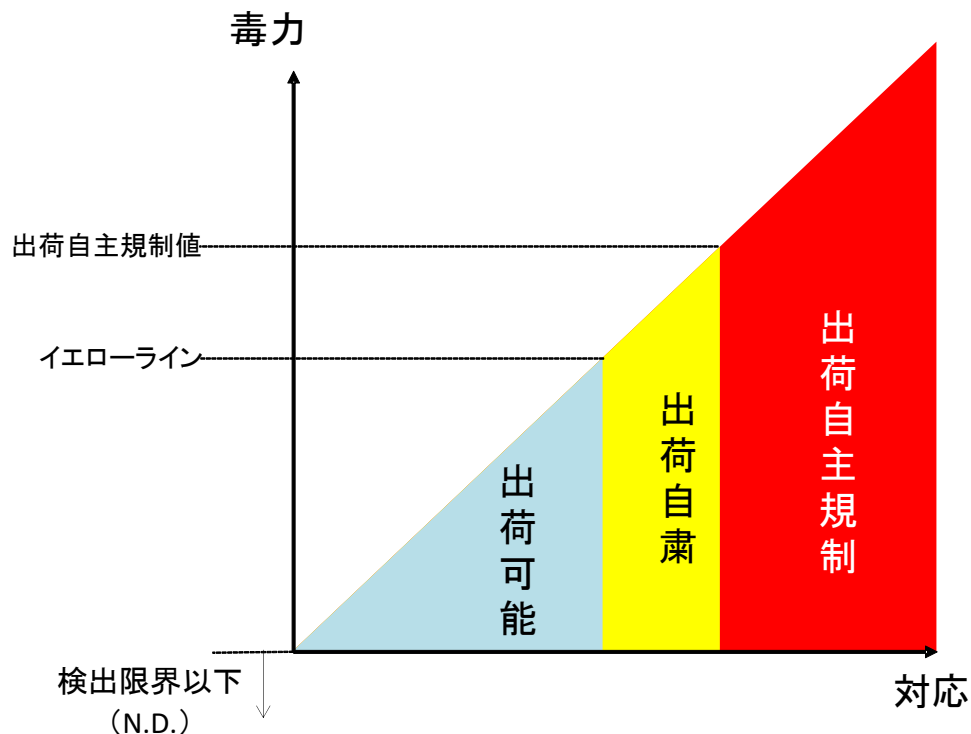
3海域(ホタテガイ, ホヤ, カキ, アサリ, ウバガイ, アカガイを除くその他二枚貝等)



- 1 北部海域 (岩手県陸前高田市と気仙沼市との境～南三陸町と石巻市北上町との境)
- 2 中部海域 (南三陸町と石巻市北上町との境～石巻市黒崎)
- 3 南部海域 (石巻市黒崎～山元町と福島県新地町との境)

4-(3). 出荷自主規制・解除について

貝毒の出荷自主規制のイメージ



○出荷自主規制値を超える値となった場合、県は県漁協等に対し、生産海域毎、種類毎に検査結果判明日より出荷自主規制を要請する。

○イエローライン(要観察時期)を超えた(出荷自主規制値以下)場合、県は要観察時期として県漁協等に対し注意喚起を行う。県漁協は関係支所、漁協と協議し、出荷の自粛を要請する。

イエローラインの生産者対応は、出荷自主規制と同じ！(業界の自主的な出荷自粛)

対応の基準とする毒力の値

毒の種類	単位	出荷可能	イエローライン (出荷自粛)	出荷自主規制値
まひ性	MU/g	3.0以下	3.0を超え、4.0以下(アカガイにあっては、3.5を超え4.0以下)	4.0を超える値
下痢性	mgOA当量/kg	0.09以下	0.09を超え、0.16以下	0.16を超える値

※「以上、以下」はその値を含む。「超える」はその値を含まない。

4-(3). 出荷自主規制・解除について

・貝毒の出荷自主規制, 出荷自粛解除の考え方

自主規制解除 : 全ての検体の貝毒の量が規制値以下となり, かつ, 1週間後及び2週間後の検査においても同様の場合。

自粛解除 : 貝毒が下記の値となった場合

まひ性貝毒の量が可食部1g当たり3MU以下 (アカガイにあっては, 3.5MUを超え4MU以下)

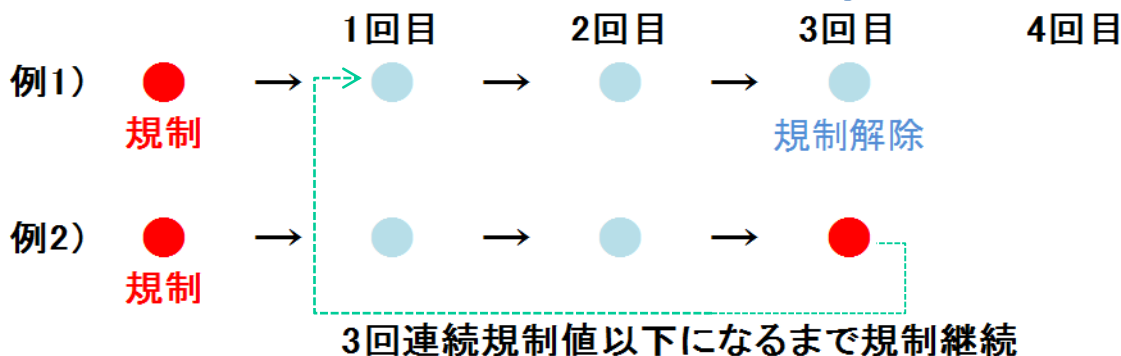
下痢性貝毒の量が可食部1kg当たり0.09mgOA当量以下

● : イエローライン以下の毒力

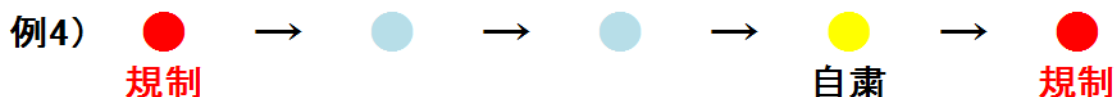
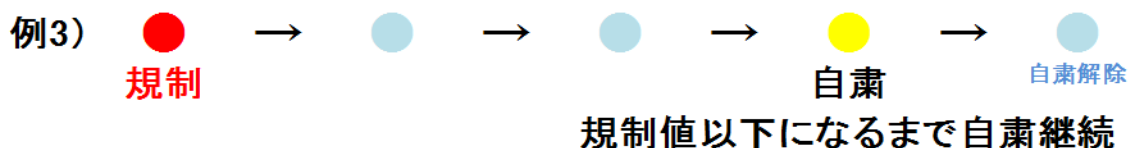
● : イエローライン

● : 規制値を超える値

規制値を超えた日の翌日から起算して最短で21日



検査間隔は原則として1週間とする

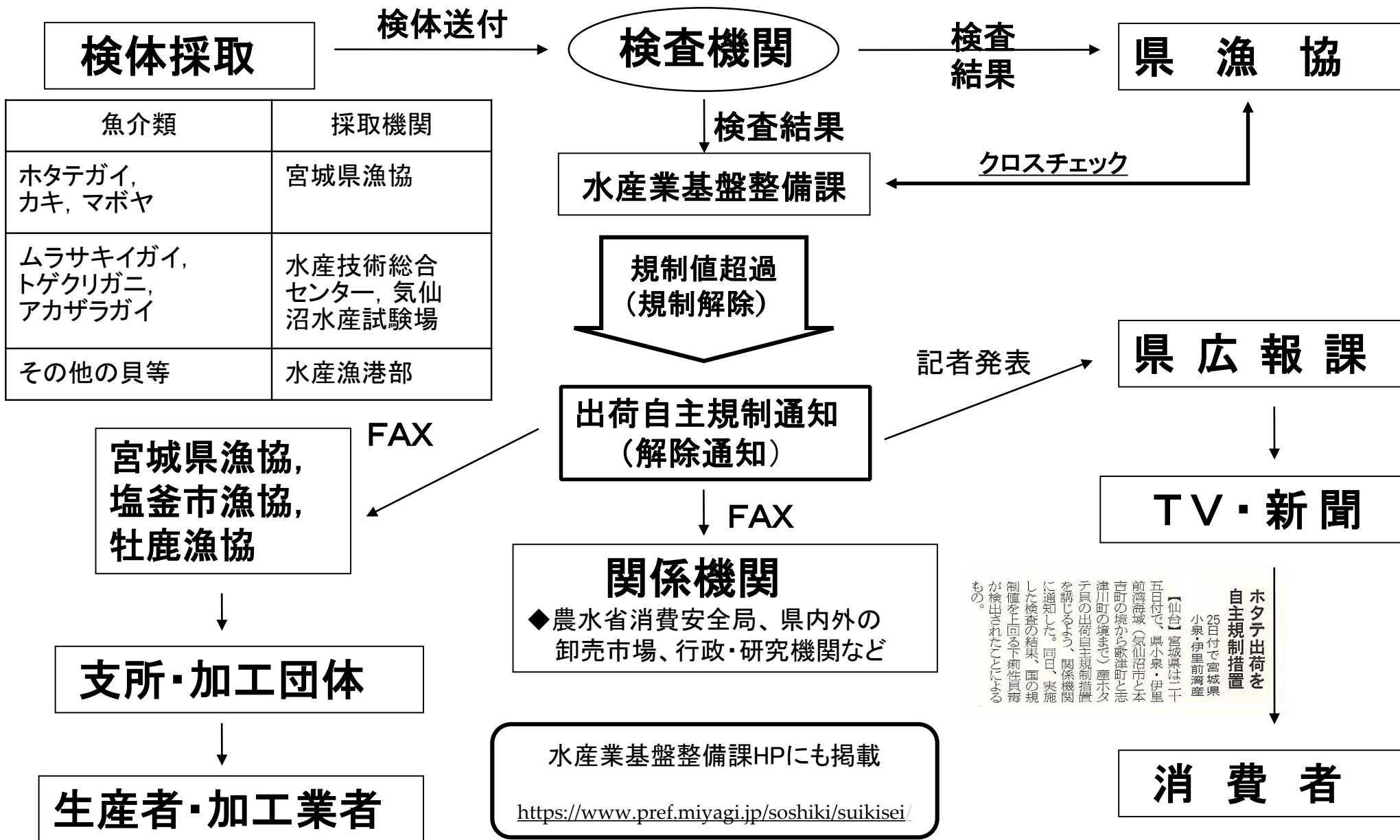


例2同様, 3回連続規制値以下になるまで規制継続

※ 海域区内の全ての採取地点が規制値未満にならないと規制解除となりません。

4-(3). 出荷自主規制・解除について

貝毒の検査と出荷自主規制フロー図



5. 最近の出荷自主規制状況(宮城県)

貝毒発生に伴う宮城県の出荷自主規制・解除実績(令和4年)

年	No	対象魚種	対象海域	貝毒の種類 (単位)	規制開始日	規制値	規制解除日	規制日数
令和4年	1	ムラサキイガイ	南部海域	麻痺性貝毒 (MU/g)	2月15日	4.8	6月7日	112
	2	アカザラガイ	北部海域		2月16日	5.7	令和5年2月21日	370
	3	アカガイ	石巻湾		3月8日	4.8	4月12日	35
	4	ムラサキイガイ	北部海域		3月9日	5.2	5月10日	62
	5	カキ	石巻湾西部		3月14日	7.4	4月4日	21
	6	カキ	石巻湾東部		3月22日	5.4	4月11日	20
	7	カキ	石巻湾西部		4月11日	6.9	5月2日	21
	8	アカガイ	石巻湾		4月19日	5.6	6月28日	70
	9	トゲクリガニ	南部海域		4月19日	4.8	5月31日	42
	10	ホタテガイ	気仙沼湾		5月10日	4.2	8月31日	113
	11	ムラサキイガイ	北部海域		5月17日	16	7月26日	70
	12	アカガイ	仙台湾沖合		5月17日	9.5	6月28日	42
	13	カキ	追波湾		5月17日	12	6月7日	21
	14	ホタテガイ	志津川湾		5月24日	8.1	8月31日	99
	15	ホタテガイ	唐桑半島東部		5月31日	7.8	9月13日	105
	16	アカガイ	仙台湾沿岸		8月23日	5.2	9月13日	21
	17	アカガイ	石巻湾		8月30日	5.2	1月31日	154
	18	アカガイ	仙台湾沖合		8月30日	4.5		
	19	ホタテガイ	志津川湾		9月6日	8.0	10月4日	28
	20	アカガイ	仙台湾沿岸		9月27日	7.0	11月22日	56
	21	アカガイ	仙台湾沿岸		12月20日	5.1	1月10日	21
	1	ムラサキイガイ	北部海域	下痢性貝毒 (mgOA当量/kg)	6月14日	0.28	8月9日	56
2	ムラサキイガイ	南部海域	6月28日	0.21	7月20日	22		

平成4年から現在までの実績は、[HP](#)より、関連情報「過去の宮城県貝毒出荷自主規制・解除状況」を参照してください。

6. 宮城県貝毒対策の問合せ・相談窓口

- 宮城県水産林政部 水産業基盤整備課(養殖振興班)
TEL022-211-2943
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 県庁12階
E-mail ; suikisei@pref.miyagi.lg.jp
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/>
- 仙台地方振興事務所水産漁港部(水産振興班)
TEL022-365-0192
E-mail ; sgsuiss@pref.miyagi.lg.jp
- 東部地方振興事務所水産漁港部(水産振興班)
TEL0225-95-7914
E-mail ; et-susiss@pref.miyagi.lg.jp
- 気仙沼地方振興事務所水産漁港部(水産振興班)
TEL0226-22-6852
E-mail ; ksssbss@pref.miyagi.lg.jp
- 水産技術総合センター環境資源チーム
TEL0225-24-0139
E-mail ; mtsc@pref.miyagi.lg.jp
- 水産技術総合センター気仙沼水産試験場地域水産研究チーム
TEL0226-41-0652
E-mail ; kssuisan@pref.miyagi.lg.jp

参考. 貝毒関係の法令

<食品衛生法> (一部抜粋) ※貝毒は食物連鎖による自然毒(動物性自然毒)に分類

第六条

次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

<食品衛生法施行規則> (一部抜粋)

第一条

食品衛生法 第六条第二号 ただし書の規定による人の健康を損なうおそれがない場合を次のとおりとする。

1 有毒な又は有害な物質であっても、自然に食品又は添加物に含まれ又は附着しているものであって、その程度又は処理により一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる場合。

参考. 貝毒関係の通知文書

<平成27年3月6日付 26消安第6073号> 1

1 貝毒の監視

(1) 監視の対象種

都道府県は、各生産海域におけるこれまでの貝毒の発生状況等を踏まえ、漁業、養殖業又は遊漁の対象となっている二枚貝、二枚貝捕食生物及び貝毒の原因プランクトンを捕食する二枚貝を除く生物(以下「二枚貝等」という。)の中から貝毒の監視の対象種を選定する。

(2) 監視を行う生産海域の設定

都道府県は、二枚貝等の貝毒の監視に当たって、あらかじめ、監視を行う生産海域を設定する。監視を行う生産海域の設定に当たっては、二枚貝等の生産状況、これまでの貝毒及びその原因となるプランクトンの発生状況、海流、水温等の海洋環境、行政区分、地域の実情等を勘案して海域を区分し設定する。なお、監視を行う生産海域を設定し、又は変更したときは、速やかに、その旨を農林水産省消費・安全局及び関係都道府県に連絡する。

(3) 貝毒の監視方法

都道府県は、監視を行う生産海域において、調査点を定め、貝毒が蓄積するおそれのある期間内には少なくとも週1回、二枚貝等の検査を行い毒量を測定し、監視を行う。当該検査の実施に当たっては、都道府県は、漁業協同組合等の漁業者団体、漁業者等と連携して実施することができる。

(4) 貝毒の検査方法及び試料

ア 麻痺性貝毒の検査方法は、「貝毒の検査法等について」(昭和55年7月1日付け環乳第30号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)に定める方法又はそれと同等以上の方法とする。また、下痢性貝毒の検査方法は、「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」(平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知)の別添のⅢの2に定められた性能基準を満たす方法とする。

また、これらの方法のほか、貝毒の検査の迅速化及び効率化を図るため、規制値より確実に毒量の低い検体を判別できるスクリーニング法を使用することができる。

イ 貝毒検査の試料は、貝毒が蓄積する中腸腺等又は中腸腺等を含む可食部とする。中腸腺等を試料としてアの検査を実施する場合には、中腸腺等に含まれる毒量から中腸腺等を含む可食部に含まれる毒量を推定する。

参考. 貝毒関係の通知文書

<平成27年3月6日付 26消安第6073号> 2

2 貝毒の発生時における監視の強化及び出荷の自主規制

- (1) 1の監視の結果、二枚貝等における可食部の毒量(以下「可食部毒量」という。)が一定量(麻痹性貝毒については、2MU/g、下痢性貝毒については0.05 mg OA当量/kgを目安とする。)を超えた場合は、通常時の監視やその他の措置の実施状況を踏まえて、調査点数の増加、検査間隔の短縮等を行い監視を強化する。また、可食部毒量が一定量を超え、かつ、毒量が経時的に増加する傾向が見られた場合等には、都道府県は、必要に応じて、(2)の措置を実施するよう、関係団体及び関係漁業者等に対し周知する。
- (2) 1の監視の結果、可食部毒量が規制値(麻痹性貝毒については4MU/g、下痢性貝毒については0.16 mg OA当量/kgとする。)を超えた場合には、都道府県は、関係団体及び関係漁業者等に対し、当該生産海域における二枚貝等の出荷の自主規制を要請する。また、当該生産海域において複数の種の二枚貝等が生産されている場合であって、種ごとに出荷の自主規制を行うときは、自主規制の対象としない種について貝毒検査を実施し、規制値以下であることを確認する。
- (3) 出荷の自主規制が行われている生産海域又は種に係る貝毒検査の結果、全ての検体の可食部毒量が規制値以下となり、かつ、当該検査の1週間後及び2週間後に実施される検査においても同様の結果が全ての検体から得られた場合は、当該生産海域又は種について二枚貝等の出荷を再開することができる。なお、これによらず出荷を再開しようとする場合は、当該二枚貝等の貝毒の蓄積や低下に関する科学的知見及び可食部毒量の検査の結果に基づき、規制値を超える二枚貝等が出荷されないよう十分注意する。
- (4) 都道府県は、(2)に基づく出荷の自主規制を要請したときは、速やかに、可食部毒量の検査結果を付して、その旨を農林水産省消費・安全局及び関係都道府県等に通知するとともに、遊漁者等が採捕した二枚貝等を摂食しないよう、当該自主規制の要請について広く周知する。
また、自主規制の要請を解除するときも同様とする。
- (5) 都道府県は、監視を行う生産海域以外の海域において、二枚貝等の貝毒の発生が報告された場合には、当該海域における貝毒の発生状況を調査することとし、可食部毒量が規制値を超えたものについては、(2)、(3)及び(4)に準じて措置を講じるものとする。

参考. 貝毒関係の通知文書

<平成27年3月6日付 26消安第6073号> 3

3 貝毒が蓄積する有毒部位の除去等の処理

(1) 貝毒が中腸腺等に偏在する二枚貝等については、中腸腺等を含むむき身に係る毒量が規制値を超えるものであっても、中腸腺等の除去等の処理を適切に行い、処理後の可食部毒量が規制値以下となる場合は出荷することができる。

(2) 加工業者等は、(1)の処理を行った二枚貝等を出荷しようとする場合には、規制値を超える二枚貝等が流通することのないよう、生産、加工及び流通の実態に応じて、原料とする二枚貝等の確実な搬送及び処理、必要な検査の実施、交差汚染及び未処理品の流通の防止等を実施する。都道府県は、これらの実施に当たって、処理場等において十分な管理措置が講じられるよう指導等を行う。

4 貝毒に関する科学的知見の蓄積

都道府県は、貝毒の発生状況の変化に応じて管理措置を適切に見直せるよう、各生産海域の貝毒の監視を通じて、貝毒に関する科学的な知見を収集し蓄積するとともに、農林水産省消費・安全局及び関係都道府県との間で知見を共有する。

附 則

「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」(平成27年3月6日付け食安基発0306第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長連名通知)に基づき、当面の間の措置として「下痢性貝毒の検査について」(昭和56年5月19日付け環乳第37号厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知)により検査を実施する場合には、本通知の1の(4)のアの検査法、2の(1)及び(2)の毒量は、なお従前の例による。